

「国家公務員 両立支援実務のてびき 新版(令和6年)」ご購入の皆様へ

令和7年10月24日
人事行政研究所

「両立支援実務のてびき」をご購入いただきまして、誠にありがとうございます。

本書は、令和6年10月に発行いたしましたが、その後、令和7年4月1日及び令和7年10月1日に関係する制度の改正が行われましたので、育児休業関係を中心に主な改正内容について、本書の該当する箇所の修正内容（見え消し）の一覧を作成いたしました。

ご購入の皆様には、改正の内容等をご確認いただきまして、引き続き本書をご利用いただければ幸いです。

1. 改正に伴う目次等の記載事項の修正【令和7年10月1日現在】

①「目次」「第3章 出産・育児等のための休暇」（1ページ、下から3行目）

Ⅲ 子の看護等休暇（子の看護等をする場合の休暇）（特別休暇）

②「国家公務員の両立支援制度の概要【常勤職員の場合】」（3ページ、上から4番目の囲いから）

育児時間	未就学児を養育するため、1日の勤務時間の一部 <u>又は全部</u> を勤務しないこと（1日2時間 <u>又は1年につき10日相当の勤務時間</u> まで）
保育時間	1歳未満の子の授乳等を行う場合の1回30分までの休暇（1日2回）
子の看護 <u>等</u> 休暇	未就学児 <u>小学校3年生（9歳）までの子</u> を看護 <u>等</u> するための休暇（年5日（対象となる子が2人以上の場合は10日）以内）
（略）	
フレックスタイム制	総勤務時間数を変えずに、日ごとの勤務時間数・勤務時間帯を変更すること（ <u>週休勤務時間を割り振らない</u> 日の追加も可能）
早出遅出勤務	<u>未就学児小学校6年生までの子</u> の養育、 <u>小学生の放課後児童クラブへの送迎</u> 、家族の介護のため、勤務時間帯を変更すること
深夜勤務の制限	未就学児の養育、家族の介護のため、深夜（午後10時から午前5時）に勤務しないこと
超過勤務の免除	<u>3歳未満の子未就学児</u> の養育、家族の介護のため、超過勤務をしないこと
超過勤務の制限	未就学児の養育、家族の介護のため、「1月に24時間、1年に150時間」を超えて超過勤務をしないこと
休憩時間の短縮	妊娠中の通勤配慮、 <u>未就学児小学校6年生までの子</u> の養育、 <u>小学生の放課後児童クラブへの送迎</u> 、家族の介護のため、休憩時間を短縮すること
休憩時間の延長	未就学児等 <u>小学校6年生までの子</u> の養育、家族の介護のため、休憩時間を延長すること（休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行う場合）

③「国家公務員の両立支援制度の概要【非常勤職員の場合】」（４ページ、上から３番目の囲いから）

☆育児時間	３歳未満の子未就学児 を養育するため、１日の勤務時間の一部又は全部を勤務しないこと（１日２時間又は１年につき10日相当の勤務時間まで）
保育時間	１歳未満の子の授乳等を行う場合の１回30分までの休暇（１日２回）（無給の休暇）
☆子の看護等休暇	未就学児 <u>小学校３年生（９歳）までの子</u> を看護等するための無給の休暇（１年度５日（対象となる子が２人以上の場合は10日）以内）
(略)	
早出遅出勤務	未就学児 <u>小学校６年生までの子</u> の養育、 小学生の放課後児童クラブへの送迎 、家族の介護のため、勤務時間帯を変更すること
深夜勤務の制限	未就学児の養育、家族の介護のため、深夜（午後10時から午前５時）に勤務しないこと
超過勤務の免除	３歳未満の子未就学児 の養育、家族の介護のため、超過勤務をしないこと
超過勤務の制限	未就学児の養育、家族の介護のため、「1月に24時間、１年に150時間」を超えて超過勤務をしないこと
休憩時間の短縮	妊娠中の通勤配慮、未就学児 <u>小学校６年生までの子</u> の養育、 小学生の放課後児童クラブへの送迎 、家族の介護のため、休憩時間を短縮すること
休憩時間の延長	未就学児等 <u>小学校６年生までの子</u> の養育、家族の介護のため、休憩時間を延長すること（休憩時間の直前又は直後に在宅勤務を行う場合）

④「国家公務員の両立支援制度の概要【非常勤職員の場合】」（４ページ、（注）２の次の欄）

育児時間	１日の勤務時間が６時間15分以上の日があること
子の看護休暇	６月以上の任期が定められている又は６月以上継続して勤務していること
配偶者出産休暇	６月以上の任期が定められている又は６月以上継続して勤務していること
育児参加のための休暇	６月以上の任期が定められている又は６月以上継続して勤務していること
出生サポート休暇	６月以上の任期が定められている又は６月以上継続して勤務していること
介護休暇	介護休暇開始日から起算して93日を経過する日から６か月を経過する日の翌日に在職の可能性があること
介護時間	１日の勤務時間が６時間15分以上の日があること
短期介護休暇	６月以上の任期が定められている又は６月以上継続して勤務していること

⑤「妊娠、出産、育児に関する両立支援制度の利用可能期間（常勤職員の場合）」
（５ページ、下から６番目の枠）

子の看護等休暇 ※	(利用可能期間) 小学校３年生（９歳）
深夜勤務の制限、超過勤務の制限 ※	
超過勤務の免除 ※	(利用可能期間) 小学校入学

2. 育児休業中の給与以外の給付等の改正【令和7年4月1日改正】

- 「第1章 国家公務員の育児休業等」「Ⅱ 育児休業」「13 育児休業に伴う給与以外の給付等」
(21ページ、下から5行目)

ウ 短期給付として育児休業支援手当金が支給される。(請求手続が必要)

【罫線右の根拠法令欄：共済組合法第68条の3】

育児休業支援手当金は、対象期間内に育児休業をした場合で、支給要件に該当するときは、最大28日間、標準報酬の日額の13%に相当する額が育児休業手当金に上乗せして支給される。

ウエ 共済組合の掛金等は、次の場合の区分に応じて、その区分に応じた月は免除される。(申出の手続が必要)

3. 育児短時間勤務に係る人事異動通知書の取扱いの改正【令和7年10月1日改正】

- 「第1章 国家公務員の育児休業等」「Ⅲ 育児短時間勤務」「12 育児短時間勤務に係る人事異動通知書の交付」(36ページ、下から13行目から)

12 育児短時間勤務に係る人事異動通知書の交付

- (1) 次の場合は、任命権者は、職員に対し、人事異動通知書を交付しなければならない。ただし、ア及びウに掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の一週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の一週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合にあっては、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって人事異動通知書の交付に替えることができる。

4. 育児時間の取得形態の多様化に伴う改正【令和7年10月1日改正】

平成7年10月1日の改正により、育児時間の取得形態について、第1号育児時間（改正前の育児時間（1日につき2時間の範囲内））に第2号育児時間（新設の育児時間（1年につき10日相当の勤務時間の範囲内））が加わり、職員はいずれかの取得形態を選択できるようになり、また、取得可能時間帯の制限（正規の勤務時間の始め又は終わりに取得すること）の撤廃等が行われた。

- ①「第1章 国家公務員の育児休業等」「Ⅳ 育児時間」「1 概要」(48ページ、上から4行目から)

1 概要

【育児休業法第26条】

育児時間は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、各省各庁の長の承認を得て、1日の勤務時間の全部又は一部（1日につき2時間の範囲内（第1号育児時間）又は1年につき10日相当の勤務時間の範囲内（第2号育児時間））について子を養育するために勤務しないことができる制度をいう。

- ②「第1章 国家公務員の育児休業等」「Ⅳ 育児時間」「3 育児時間を取得することができる期間、日及び時間」(48ページ、下から8行目から)

3 育児時間を取得することができる期間、日及び時間

(1) 育児時間を取得することができる期間

ア 子が小学校~~の~~就学の始期に達するまで（※）の間で職員が希望する期間

※ 子が「小学校~~の~~就学の始期に達するまで」とは、子の出生の日から満6歳に達する日（子の満6歳の誕生日の前日）以後の最初の3月31日までをいう。なお、産後休暇を取得する女性職員は、産後休暇期間終了の日の翌日から育児時間を取得することができる。

イ 育児時間（第1号育児時間又は第2号育児時間）は、1年の期間（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに、あらかじめ職員が申出した形態の範囲内で取得することができる。

(2) 第1号育児時間を取得することができる日及び時間 ~~（育児時間の形態）~~

【育児休業法第26条第2項第1号】

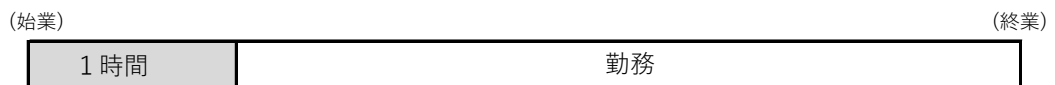
ア 第1号育児時間の取得時間の範囲と単位

第1号育児時間は、~~正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて~~、1日につき2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間（30分を単位）について取得することができる。

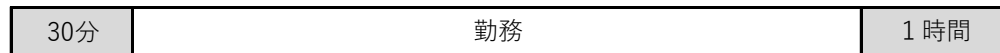
（第1号育児時間の取得例）

《勤務時間の始め又は終わりに第1号育児時間を取得する例》

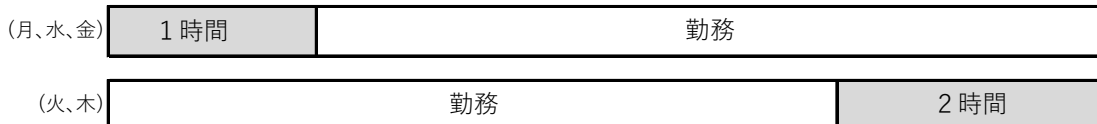
① 出勤時に1時間の第1号育児時間を必要とする場合



② 出勤時に30分、退勤時に1時間の第1号育児時間を必要とする場合



③ 月、水、金は出勤時に1時間、火、木は退勤時に2時間の第1号育児時間を必要とする場合



④ フレックスタイム制適用職員で休憩時間に引き続き2時間の第1号育児時間を必要とする場合



※ フレックスタイム制により7時間の勤務時間（7:00～15:00、休憩時間12:00～13:00）が割り振られた日の例。勤務終了（12:00）の時点で退庁することができる。

《勤務時間の途中で第1号育児時間を取得する例》（平成7年10月1日以降可能）

⑤ 休憩時間に引き続き2時間の第1号育児時間を必要とする場合



⑥ 休憩時間を挟んで前後に各1時間の第1号育児時間を必要とする場合



イ 第1号育児時間と保育時間及び介護時間との関係

子の養育のための制度としては、育児時間の他に生後1年に達しない子を育てる職員には、授乳等のための時間として保育時間（1日2回それぞれ30分以内）があり、また、要介護者（疾病等により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者）である家族を介護する職員には介護時間（1日2時間まで）がそれぞれ認められている。

第1号育児時間と保育時間又は介護時間を同じ日に取得する場合、第1号育児時間の上限について調整する規定が設けられている。

(ア) 第1号育児時間と保育時間又は介護時間との調整

① 保育時間を承認されている場合の第1号育児時間の上限は、2時間から保育時間を減じた時間数となる。

~~② 育児時間は勤務時間の始め又は終わりに取得することとされ、保育時間は勤務時間中であればどの時間帯でも取得可能であるため、育児時間と保育時間を同じ日に取得する場合を例示すれば、次のようになる。~~

② 介護時間を承認されている場合の第1号育児時間の上限は、2時間から介護時間を減じた時間数となる。

③ なお、保育時間と介護時間には調整する規定はないため、1日につき、保育時間1時間（30分×2回）、介護時間2時間のような取得は可能となっている。

(第1号育児時間と保育時間を同じ日に取得する場合の例)

《勤務時間の始め又は終わりに第1号育児時間を取得する例》

(始業)

(終業)

①	育児時間 30分	保育時間 30分	勤務	(休憩)	勤務	保育時間 30分	育児時間 30分
②	育児時間 1時間		勤務	(休憩)	勤務	保育時間 30分	保育時間 30分
③	育児時間 30分		勤務	保育時間 30分	保育時間 30分	(休憩)	勤務
							育児時間 30分

《勤務時間の途中に第1号育児時間を取得する例》(平成7年10月1日以降可能)

(始業)

(終業)

④	育児時間 30分	勤務	保育時間 30分	保育時間 30分	(休憩)	育児時間 30分	勤務
---	-------------	----	-------------	-------------	------	-------------	----

※ 第1号育児時間の上限（1日）は、2時間－保育時間。30分単位。
保育時間は1回30分以内、1日2回まで

(イ) 第1号育児時間、保育時間及び介護時間を同日に取得する場合

第1号育児時間と保育時間及び介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間が1日につき2時間までとなるようにする必要がある。

(育児のため始業時に1時間30分必要とし、介護のため終業時に30分必要とする場合の例)

[第1号育児時間30分+（保育時間30分×2回）+介護時間30分＝2時間]

(ウ) 男性職員の保育時間の取扱い

㊦① 1人の子について夫婦（ともに職員）が育児時間と保育時間を取得する場合、男性職員の保育時間は、男性職員以外の親（~~である女性職員~~）の育児時間及び保育時間（※）と同じ時間帯に保育時間を取得することはできない。

~~（ただし、女性職員の育児時間及び保育時間（※）と同じ時間帯に男性職員が育児時間を取得することは可能。）~~

② 1人の子について男性職員以外の親（女性職員）が保育時間（※）を取得することとしている場合、男性職員の保育時間は、女性職員と重ならない時間帯で取得することができるが、その場合の保育時間は、1日2回それぞれ30分から女性職員が取得することとしている期間を差し引いた期間を超えない範囲内となる。

※ この場合の男性職員以外の親（女性職員）の保育時間には、勤務時間法による保育時間と同様の休暇（労基法で定める育児時間など）が含まれる。

~~(イ) 育児時間と介護時間~~

~~① 介護時間を承認されている場合、育児時間の上限は2時間から介護時間を減じた時間数となる。~~

~~② 育児時間及び介護時間は勤務時間の始め又は終わりに取得することとされているため、育児時間と介護時間を同じ日に取得する場合を例示すれば、次のようになる。~~

~~（育児時間と介護時間を同じ日に取得する場合の例）~~

~~50ページ下段の図を削除~~

~~ウ 育児時間、保育時間及び介護時間を同日に取得する場合~~

~~育児時間と保育時間及び介護時間を同日に取得する場合は、その合計時間が1日につき2時間までとなるようにする必要がある。また、育児時間及び介護時間は勤務時間の始め又は終わりに取得することとされていることに留意する必要がある。~~

~~（育児のため始業時に1時間30分必要とし、介護のため終業時に30分必要とする場合の例）~~

~~〔育児時間30分+保育時間30分×2回+介護時間30分＝2時間〕~~

~~51ページの図を削除~~

~~なお、保育時間と介護時間には調整する規定はないため、1日につき、保育時間1時間（30分×2回）、介護時間2時間のような取得は可能となっている。~~

(3) 第2号育児時間を取得することができる日及び時間 【育児休業法第26条第2項第2号】

ア 第2号育児時間の取得時間の範囲

第2号育児時間は、1年の期間（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間。この項において「一の年度」という。）につき10日相当の勤務時間（77時間30分）を超えない範囲内で取得することができる。

また、一の年度の途中から第2号育児時間を取得する場合の当該年度の取得時間は、10日相当の勤務時間（77時間30分）の範囲内で取得することができる。

イ 第2号育児時間の取得時間の単位

取得時間は、1時間を単位とする。

ただし、次の場合にあっては、次に定める時間数を取得することができる。

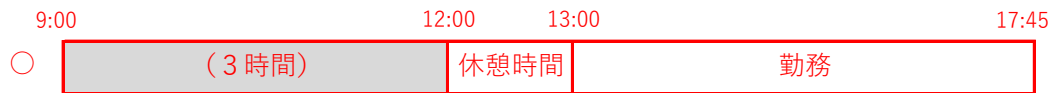
① 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合で、当該勤務

- 時間の全てについて第2号育児時間を取得する場合は、当該勤務時間の時間数
- ② 第2号育児時間の残時間数に1時間未満の端数がある場合で、当該残時間数の全てについて第2号育児時間を取得する場合は、当該残時間数

(第2号育児時間の取得例)

《取得できるパターン》

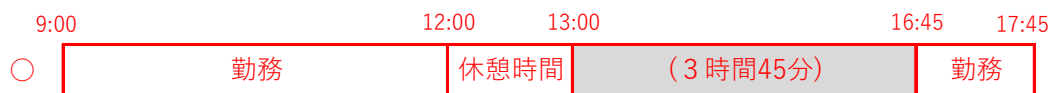
【基本的な取得パターン】 1時間を単位として、3時間取得



【特例1】 1日の勤務時間の全ての時間(7時間45分)を取得するパターン

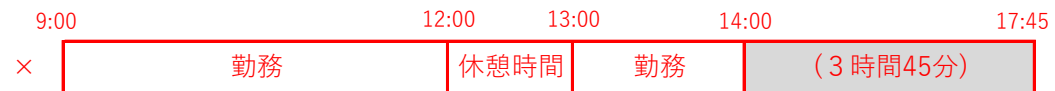


【特例2】 第2号育児時間の残時間(3時間45分の例)の全てを取得するパターン



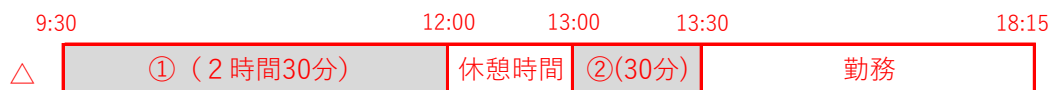
《誤りやすいパターン》 (上記の特例に該当しない場合)

【例1】 1時間未満の端数を含む時間では取得できない



【例2】 取得単位は1時間であり、端数を含む①、②を単独では取得できない

ただし、①と②合わせた3時間での取得はできる



- (4) 育児時間(第1号育児時間及び第2号育児時間をいう。)等とその他の休暇との関係
育児時間、保育時間、時間単位の介護休暇、介護時間及びその他の休暇(年次休暇・特別休暇)は併用して取得することができる(第1号育児時間、保育時間及び介護時間については調整規定あり(2)のイ参照))。
- ただし、これらの併用により1日勤務しないこととする日については、保育時間を取得することはできない。

(育児時間と休暇等との併用パターン)

① 育児時間と年次休暇の併用

(始業)

(終業)



② 育児時間と年次休暇又は特別休暇（保育時間を除く）の併用

(始業)

(終業)



③ 育児時間と保育時間と年次休暇の併用

(始業)

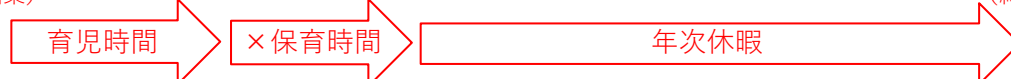
(終業)



× ただし、1日勤務しないこととする日に保育時間は取得できない

(始業)

(終業)



(注) 時間単位の介護休暇及び介護時間並びに休暇等との併用により1日勤務しないこととする日についても、保育時間を取得することはできない。

(5) 育児時間と週休日の振替

包括的に育児時間の承認を受けている場合で、週休日の振替等により新たに勤務が割り振られた日についても育児時間を取得する必要がある場合は、その日について改めて育児時間の承認の請求を行うこととなる。

また、新たに週休日とされた日については、第1号育児時間の場合は育児時間簿の第3面により、取消しの請求を行うこととなる。

③「第1章 国家公務員の育児休業等」「IV 育児時間」「4 育児時間の請求」から「6 育児時間の承認の失効及び取消」まで

(51ページ、上から11行目から)

4 育児時間の申出と申出の変更

(1) 育児時間の申出（第2項申出）

【育児休業法第26条第2項】

育児時間（第1号育児時間又は第2号育児時間）の請求をしようとする職員は、1年の期間（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間。この項において「一の年度」という。）ごとに、あらかじめ、第1号育児時間又は第2号育児時間の期間の範囲内の育児時間を請求することについて、育児時間簿（※）により各省各庁の長に申し出ること。

この場合の「あらかじめ」とは、育児時間の承認の請求をする前までをいう。

※ 「育児時間簿」に記載する事項（一の年度ごとに職員別に作成）

① 職員の所属、氏名

② 請求に係る子の氏名、職員との続柄等及び生年月日

- ③ 第2項申出月日及び第2項申出の内容
- ④ 第3項変更月日、第3項変更の内容及び第3項変更が必要な事情
- ⑤ 第1号育児時間の承認の請求に係る次に定める事項
 - i 期間
 - ii 請求月日
 - iii 請求者の確認
- ⑥ 第2号育児時間の承認の請求に係る次に定める事項
 - i その1年に承認の請求をすることができる第2号育児時間の時間数
 - ii 期間
 - iii 残時間数
 - iv 請求月日
 - v 請求者の確認

「育児時間簿」の参考例（省略）（育休運用通知別紙第5：参照）

(2) 育児時間の申出の変更（第3項変更） 【育児休業法第26条第3項】

ア 育児時間の申出をした職員は、人事院規則で定める特別の事情（※）がある場合に限り、育児時間簿により当該申出の内容の変更を申し出ることができる。

※ 人事院規則で定める特別の事情

配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことなど、第2項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じると各省各庁の長が認める事情をいう。

イ 申出の内容の変更には、第1号育児時間から第2号育児時間への取得形態を変更することも含まれる。

ウ 申出の変更により、一の年度の途中で第1号育児時間から第2号育児時間へ変更した場合の当該年度の第2号育児時間の取得時間は、10日相当の勤務時間（77時間30分）の範囲内で取得することができる。

ただし、一の年度中に、第2号育児時間から第1号育児時間に取得形態を変更し、その後、再度、第2号育児時間に変更した場合の当該年度の2度目の第2号育児時間の取得時間は、10日相当の勤務時間（77時間30分）から1度目の第2号育児時間の承認時間数を減じた時間数の範囲内となる。

4 5 育児時間の承認の請求

【規則19－0第30条】

育児時間（第1号育児時間又は第2号育児時間）の承認の請求は、育児時間の申出（第2項申出及び第3項変更）の範囲内で育児時間簿承認請求書（※）を各省各庁の長に提出して行う。

※ 「育児時間承認請求書」に記載する事項

- ① 職員の所属、官職、氏名
- ② 請求に係る子の氏名、職員との続柄等、生年月日
- ③ 請求しようとする期間及び時間

「育児時間承認請求書」の参考例は、57ページのとおり。

(1) 育児時間は必要な日について1日単位で請求することができる。（請求日数に制限は設け

~~られていない。)~~

- ~~(2) 承認の請求は取得する日ごとに行うのではなく、事務手続を考慮して、事前に必要な期間及び時間について、包括的に請求する。~~

5-6 育児時間の承認

(1) 第1号育児時間の承認

【規則19-0第29条】

各省各庁の長は、職員から第1号育児時間の承認の請求があった場合に、公務の運営に支障がないと認めるとき（※）は、第1号育児時間（1日につき2時間の範囲内。~~正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位~~）を承認することができる。

また、各省各庁の長は、第1号育児時間を承認する場合には、1年の期間（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間。この項において「一の年度」という。）のうち第1号育児時間が必要な期間について、あらかじめ包括的に請求させて承認するものとする。

(2) 第2号育児時間の承認

【規則19-0第29条の2】

各省各庁の長は、職員から第2号育児時間の承認の請求があった場合に、公務の運営に支障がないと認めるとき（※）は、第2号育児時間（一の年度につき10日相当の勤務時間（77時間30分）の範囲内。1時間を単位）を承認することができる。

※ 「公務の運営に支障」の有無の判断は、請求に係る時期における職員の業務内容及び業務量、業務を処理するための措置の難易等を総合して行う。

← 「承認することができる」と規定されているが、各省各庁の長に育児時間の承認の可否について広範な裁量を認めているわけではなく、承認の請求があった場合は、公務の運営に支障がない限り育児時間を承認することが制度の本旨である。なお、職員が勤務時間の一部を離れることにより通常予想される業務への影響は、この場合の公務の運営の「支障」には当たらない。

- (23) 各省各庁の長は、育児時間の請求があった場合は、速やかに承認するかどうかを決定し、職員に通知する（通知は口頭でも可）。

- (34) 各省各庁の長は、~~請求の事由を確認する~~申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより変更をしなければ子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するために必要があると認めるときは、職員に証明書類の提出を求めることができる。

6-7 育児時間の承認の失効及び取消

育児時間（第1号育児時間又は第2号育児時間）の承認期間の満了のほか、育児時間の承認が終了する事由として、育児時間の「承認の失効」及び「承認の取消」が定められている。

(1) 育児時間の承認の失効

育児時間の承認は、次の場合にその効力を失う。

- ア 育児時間を承認されている職員が産前の休業を始めた場合又は出産した場合
- イ 育児時間を承認されている職員が休職又は停職の処分を受けた場合
- ウ 育児時間に係る子が死亡した場合
- エ 育児時間に係る子が職員の子でなくなった場合

(2) 育児時間の承認の取消

各省各庁の長は、次の事由に該当すると認めるときは、育児時間の承認を取り消し、職員にその旨を記載した文書を交付する。

ア 子を養育しなくなったとき

(ア) 職員と育児時間に係る子とが同居しないこととなった場合

(イ) 職員の負傷、疾病、身体上・精神上の障害により、育児時間の承認の期間中、育児時間に係る子の日常生活上の世話ができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれる場合

(ウ) 育児時間に係る子を託児するなどして育児時間により養育する時間において、常態的に子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合

イ ~~職員が育児時間の申出の変更（第3項変更）をしたとき育児時間に係る子以外の子を対象とした育児時間を承認しようとするとき~~

ウ ~~承認している内容と異なる内容の育児時間を承認しようとするとき~~

(3) 養育状況変更届

育児時間を承認されている職員は、次の場合には、養育状況変更届（※）により、遅滞なく各省各庁の長に届け出なければならない。

各省各庁の長は、届出の事由を確認する必要があると認めるときは、職員に証明書類の提出を求めることができる。

ア 育児時間に係る子が死亡した場合

イ 育児時間に係る子が職員の子でなくなった場合

ウ 育児時間に係る子を養育しなくなった場合

※ 養育状況変更届に記載する事項

① 職員の所属、官職、氏名

② ア、イ、ウの該当する場合及びその発生日

(4) 育児時間を承認されている職員が配置換等となった場合

育児時間を承認されている職員が各省各庁の長を異にする配置換等となった場合、育児時間の承認の効力は当然に失われることとなるため、異動後の各省各庁の長に対し、新たに育児時間の承認を請求する必要がある。

(5) 包括承認に係る第1号育児時間の一部を取り消す場合

第1号育児時間について包括的に承認を受けている職員が、そのうちの一部の日又は時間について子を養育しないこととなる場合は、その日又は時間について第1号育児時間の承認を取り消すこととなる。（取消しの場合も承認の場合と同様に30分単位となる。）

その場合は、職員は第1号育児時間を取得しないこととなる日又は時間について、事前に承認の取消請求を行う。一部の承認の取消しの手続は、通常の場合、育児時間承認請求書簿の裏第3面を用いて行い、職員が取り消すこととなる日及び時間を記入し、各省各庁の長及び勤務時間管理員が確認する方法によることとなる。

(6) 退勤時に育児時間を承認されている職員に対しては、原則として時間外勤務を命じることはできない。

← やむを得ず時間外勤務を命じる必要があるときは、育児時間の承認を取り消してから行うこととなるが、その取消しに当たっては厳正な運用が必要となる。

- ④「第1章 国家公務員の育児休業等」「IV 育児時間」「7 育児時間と休暇等」を削除
(53ページ、下から5行目から)

~~7 育児時間と休暇等~~

~~(1) 育児時間と休暇~~

~~育児時間は、育児時間の前又は後に勤務することを前提としているため、職員が育児時間に引き続く時間や育児時間の前に休暇を取得する場合は、原則としてその育児時間の承認は取り消され、職員は取り消された時間を含めて休暇を請求することとなる。~~

~~なお、保育時間についても、運用上同様の取扱いが行われている。~~

~~(育児時間と休暇の関係の例)~~

~~図削除~~

~~(2) 育児時間と休憩時間~~

~~公務の運営に支障がない場合は、休憩時間を挟んだ又は休憩時間に引き続いた育児時間を、承認することができる。~~

~~その場合、例えば、勤務→休憩時間→育児時間の場合、「勤務」終了の時点で退庁することができる。~~

~~(育児時間と休憩時間の関係の例)~~

~~図削除~~

~~(3) 育児時間と週休日の振替~~

~~包括的に育児時間の承認を受けている場合で、週休日の振替等により新たに勤務が割り振られた日についても育児時間を取得する必要がある場合は、その日について改めて育児時間の承認の請求を行うこととなる。~~

~~また、新たに週休日とされた日については、育児時間承認請求書の裏面により、取消しの請求を行うこととなる。~~

- ⑤「第1章 国家公務員の育児休業等」「IV 育児時間」「9 不利益取扱いの禁止」の次のページ「(育児時間承認請求書の参考例)」(57ページ、上から1行目から)

~~(育児時間承認請求書の参考例)~~

~~(省略) (育休運用通知別紙第5：参照)~~

- ⑥「第1章 国家公務員の育児休業等」「VI 非常勤職員の育児時間」「1 概要」から「5 育児時間の承認」まで (67ページ、上から2行目から)

1 概要

非常勤職員の育児時間は、~~3歳~~小学校就学の始期に達するまでの子を養育する非常勤職員が、各省各庁の長の承認を得て、1日の勤務時間の全部又は一部(1日につき2時間の範囲内(第1号育児時間)又は1年につき10日相当の勤務時間の範囲内(第2号育児時間))について子を養育するために勤務しないことができる制度をいう。

2 育児時間を取得することができる非常勤職員

育児時間（第1号育児時間又は第2号育児時間）の請求時に、次の①、②のいずれにも該当する1週間の勤務日が3日以上とされている非常勤職員又は1年間の勤務日が121日以上である非常勤職員

- ① ~~1週間の勤務日が3日以上である者又は1年間の勤務日が121日以上である者~~
- ② ~~1日の勤務時間が6時間15分以上の勤務日がある者~~

3 育児時間を取得することができる期間、日及び時間

(1) 育児時間を取得することができる期間

子が~~3歳~~小学校就学の始期に達するまでの間で非常勤職員が希望する期間

ア 「子が~~3歳~~小学校就学の始期に達するまで」とは、子の出生の日から満~~3~~6歳に達する日（子の満~~3~~6歳の誕生日の前日）以後の最初の3月31日までをいう。

なお、産後休暇を取得する女性の非常勤職員は、産後休暇期間終了の日の翌日から育児時間を取得することができる。

イ 育児時間の対象となる「子」は、常勤職員と同じ（48ページ IVの2(3)を参照）

ウ 育児時間は、1年の期間（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間）ごとに、あらかじめ職員が申出した形態の範囲内で取得することができる。

(2) 第1号育児時間を取得することができる日及び時間 ~~（育児時間の形態）~~

【規則19-0 第29条第3項】

ア 第1号育児時間の取得時間と単位

第1号育児時間は、定められた勤務時間の初め又は終わりにおいて、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（2時間を限度）で、非常勤職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間（30分を単位）で取得することができる。

イ ~~(3)~~第1号育児時間と保育時間及び介護時間との関係

生後1年に達しない子を育てる非常勤職員には、授乳等のための時間として保育時間（1日2回それぞれ30分以内。無給の休暇）が、また、一定の要件に該当し、要介護者（疾病等により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者）である家族を介護する非常勤職員には介護時間（1日2時間まで。無給の休暇）がそれぞれ認められている。

第1号育児時間と保育時間又は介護時間を同じ日に取得する場合、第1号育児時間の上限について、調整する規定が設けられている。

(ア)チ 第1号育児時間と保育時間

次の①及び②のいずれをも満たすこと

- ① 第1号育児時間は1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内であること
- ② 第1号育児時間と保育時間の合計は1日につき2時間まで

(イ)チ 第1号育児時間と介護時間

次の①~~から③~~及び②のいずれをも満たすこと

- ① 第1号育児時間は1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内であること
- ② 第1号育児時間と介護時間の合計は1日につき2時間まで
- ③ ~~育児時間及び介護時間は勤務時間の始め又は終わりに取得すること~~

(第1号育児時間を取得することのできる時間の上限の例)

(例1) ある勤務日の定められた勤務時間が7時間の場合

- ① 2時間以内
- ② 7時間 - 5時間45分 = 1時間15分 (以内)
- ①、②のいずれをも満たす第1号育児時間の上限は、1時間 (30分単位)

(例2) ある勤務日の定められた勤務時間が6時間45分で、保育時間30分を承認されている場合

- ① 2時間以内
- ② 6時間45分 - 5時間45分 = 1時間 (以内)
- ③ 2時間 - 30分(保育時間) = 1時間30分 (以内)
- ①～③のいずれをも満たす第1号育児時間の上限は、1時間

(3) 第2号育児時間を取得することができる日及び時間

ア 第2号育児時間の取得時間の範囲

【規則19-0第29条の4】

第2号育児時間は、1年の期間（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間。この項において「一の年度」という。）につき勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内で取得することができる。

また、一の年度の途中から第2号育児時間を取得する場合の当該年度の取得時間は、勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を超えない範囲内で取得することができる。

イ 第2号育児時間の取得時間の単位

取得時間は、1時間を単位とする。

ただし、次に掲げる場合にあっては、次に定める時間数を取得することができる。

- ① 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合で、当該勤務時間の全てについて第2号育児時間を取得する場合は、当該勤務時間の時間数
- ② 第2号育児時間の残時間数に1時間未満の端数がある場合で、当該残時間数の全てについて第2号育児時間を取得する場合は、当該残時間数

4 育児時間の申出と申出の変更

常勤職員の取扱いと同じ (IVの4を参照)

~~4~~ 5 育児時間の承認の請求

常勤職員の取扱いと同じ (51ページ IVの~~4~~ 5を参照)

~~5~~ 6 育児時間の承認

(1) 第1号育児時間の承認

各省各庁の長は、非常勤職員から第1号育児時間の承認の請求があった場合に、公務の運営に支障がないと認めるとき (※) は、第1号育児時間 (1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内 (2時間を限度)。定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位) を承認することができる。

また、各省各庁の長は、第1号育児時間を承認する場合には、1年の期間 (毎年4月1

日から翌年3月31日までの期間。この項において「一の年度」という。)のうち第1号育児時間が必要な期間について、あらかじめ包括的に請求させて承認するものとする。

(2) 第2号育児時間の承認

各省各庁の長は、非常勤職員から第2号育児時間の承認の請求があった場合に、公務の運営に支障がないと認めるとき(※)は、第2号育児時間(一の年度につき勤務日1日当たりの勤務時間に10を乗じて得た時間の範囲内。1時間を単位)を承認することができる。

※ 「公務の運営に支障」の有無の判断等は、常勤職員の取扱いと同じ(51ページIVの~~5-6~~を参照)

⑦「第1章 国家公務員の育児休業等」「VI 非常勤職員の育児時間」

「6 育児時間の承認の失効及び取消」から「9 不利益取扱いの禁止」まで(69ページ、上から2行目から)

~~6-7~~ 育児時間の承認の失効及び取消

常勤職員の取扱いと同じ(52ページ IVの~~6-7~~を参照)

~~7 育児時間と休暇等~~

~~常勤職員の取扱いと同じ(53ページ IVの7を参照)~~

5. 育児休業中の給与以外の給付等の改正【令和7年4月1日改正】

- 「第1章 国家公務員の育児休業等」「VII 各省各庁の長が講ずべき措置等」「1 妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等」(70ページ、(1)の表)

周知する事項	① 育児休業に関する制度 ② 育児休業の承認の請求先 ③ 育児休業手当金、 育児休業支援手当金 その他これに相当する給付に関する事項 ④ 職員が育児休業の期間について負担すべき社会保険料の取扱い
--------	---

6. 子の看護等休暇の取得事由等の拡大【令和7年4月1日改正】

- ①「第3章 出産・育児等のための休暇」(91ページ、上から5行目)

III 子の看護**等**休暇(子の看護**等**をする場合の休暇)(特別休暇)

- ②「第3章 出産・育児等のための休暇」(93ページ、上から2行目)

出産・育児等のために取得することができる休暇としては、「第2章 女性職員の健康、安全及び福祉」に記載している産前休暇、産後休暇及び保育時間のほか、次に掲げる配偶者出産休暇、

育児参加休暇、子の看護等休暇、出生サポート休暇（不妊治療に係る通院等のための休暇）が特別休暇として措置され、また、非常勤職員にも同様の趣旨の休暇が措置されている。

③「第3章 出産・育児等のための休暇」「Ⅲ 子の看護休暇」（95ページ、下から4行目）

Ⅲ 子の看護等休暇（子の看護等をする場合の休暇）（特別休暇）

1 概要

未就学の9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の特別休暇

2 子の看護等休暇の取得要件

- (1) ~~小学校就学の始期に達するまでの~~9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する（※1）職員が、その子の看護等（※2）をするために勤務しないことが相当であると認められる場合

※1 「子を養育する」とは、その子と同居して、その子を監護することをいう。

※2 「子の看護等」とは、①負傷し、又は疾病にかかった子の世話、②疾病の予防を図るために必要な子の世話（予防接種又は健康診断を受けさせること）、③学校の休業（学級閉鎖等）、出席停止等に伴う子の世話を行うこと、又は④入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典に参加することをいう。

- (2) 子の看護等休暇の対象となる「子」

ア 実子、養子、特別養子縁組の成立に係る監護期間中の子、養子縁組里親である職員に委託されている里子、これらに準ずる者として人事院規則で定める者（※）

※ 「人事院規則で定める者」とは、養子縁組里親である職員に委託しようとしたものの、子の実親等の反対により委託することができず、やむを得ず養育里親としての当該職員に委託されている里子

イ 配偶者の「子」

3 子の看護等休暇の期間及び休暇の単位

- (1) 休暇の期間

一暦年に5日（対象となる子の人数が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間

なお、子が~~小学校に入学~~9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過するなどにより、年の途中で対象となる子の人数が2人以上から1人となった場合は、その時点の残日数（残日数が5日を超える場合は、5日）の範囲内の期間

- (2) 休暇の単位

93ページ「Ⅰ 配偶者出産休暇（妻が出産する場合の休暇）」3(2)に同じ。

4 子の看護等休暇の請求、承認

94ページ「Ⅰ 配偶者出産休暇（妻が出産する場合の休暇）」4に同じ。

7. 非常勤職員の出産・育児等のための休暇取得要件の緩和【令和7年4月1日改正】

「Ⅴ 非常勤職員を対象とした出産・育児等のための休暇」

①「1 非常勤職員の配偶者出産休暇（有給の休暇）」（98ページ、上から10行目）

②「2 非常勤職員の育児参加休暇（有給の休暇）」（99ページ、上から15行目）

※1 「人事院の定める非常勤職員」とは、~~次の①及び②のいずれをも満たす1週間の勤務日が3日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日以上）とされている~~非常勤職員

~~① 1週間の勤務日が3日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日以上）とされていること~~

~~② 6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務していること（削除）~~

8. 非常勤職員の子の看護等休暇の取得事由等の拡大【令和7年4月1日改正】

○「3 非常勤職員の子の看護休暇（無給の休暇）」（100ページ、上から3行目）

3 非常勤職員の子の看護等休暇（無休の休暇）

(1) 概要

~~小学校就学の始期に達するまでの9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある~~子を養育する非常勤職員が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の無休の休暇

(2) 非常勤職員の子の看護等休暇の取得要件

ア ~~小学校就学の始期に達するまでの9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある~~子を養育する（※1）非常勤職員（人事院の定める非常勤職員に限る。（※2））が、その子の看護等（※3）をするために勤務しないことが相当であると認められる場合

※1 「子を養育する」とは、その子と同居して、その子を監護することをいう。

※2 「人事院の定める非常勤職員」とは、~~次の①及び②のいずれをも満たす1週間の勤務日が3日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日以上）とされている~~非常勤職員

~~① 1週間の勤務日が3日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日以上）とされていること~~

~~② 6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務していること（削除）~~

※3 「子の看護等」とは、i 負傷し、又は疾病にかかった子の世話、ii 疾病の予防を図るために必要な子の世話（予防接種又は健康診断を受けさせること）、iii 学校の休業（学級閉鎖等）、出席停止等に伴う子の世話をを行うこと、又は、iv 入園、卒園若しくは入学の式典その他これに準ずる式典に参加することをいう。

(3) 非常勤職員の子の看護等休暇の対象となる「子」

常勤職員の子の看護等休暇に同じ（96ページ IIIの2(2)参照）

(4) 非常勤職員の子の看護等休暇の期間及び休暇の単位

ア 休暇の期間

一の年度（4月1日から翌年の3月31日）において5日（対象となる子の人数が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間

勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない非常勤職員の場合は、勤務日1日当たりの

勤務時間（1分未満の端数は切捨て）に5（対象となる子の人数が2人以上の場合は10）を乗じて得た時間の範囲内の期間。

なお、年度途中で対象となる子の人数が2人以上から1人となった場合は、その時点の残日数（残日数が5日を超える場合は5日）の範囲内の期間

イ 休暇の単位

非常勤職員の配偶者出産休暇に同じ（98ページ 1(3)イ参照）

(5) 非常勤職員の子の看護等休暇の請求、承認

休暇の請求、承認の手続は、常勤職員の例に準じて取り扱う。

9. 非常勤職員の出産・育児等のための休暇取得要件の緩和【令和7年4月1日改正】

○「4 非常勤職員の出生サポート休暇（不妊治療に係る通院等のための休暇）（有給の休暇）」

（101ページ、上から14行目）

※1 「人事院の定める非常勤職員」とは、~~次の①及び②のいずれをも満たす1週間の勤務日が3日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日以上）とされている非常勤職員~~

~~① 1週間の勤務日が3日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている場合は1年間の勤務日が121日以上）とされていること~~

~~② 6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務していること（削除）~~

10. 時間単位の介護休暇及び介護時間の取得可能時間帯の制限の廃止【令和7年10月1日改正】

①「第4章 介護のための休暇」「I 介護休暇」「3 介護休暇の期間及び介護休暇の単位」

（106ページ、上から10行目から）

(2) 介護休暇の単位等

ア 介護休暇の単位は、1日又は1時間。

イ 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、~~始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した~~4時間の範囲内。

なお、介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間からその介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内。

②「第4章 介護のための休暇」「II 介護時間」「3 介護時間の期間及び介護時間の単位」

（112ページ、上から16行目から）

(2) 介護時間の単位等

~~1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続したにつき~~2時間の範囲内で30分単位。

なお、~~第1号~~育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から~~当該~~育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内となる。（~~49ページ~~）

第1章Ⅳの3(2)イ「**第1号**育児時間と保育時間及び介護時間との関係」を参照)

③「第4章 介護のための休暇」「Ⅳ 非常勤職員の介護のための休暇」「**1 非常勤職員の介護休暇（指定期間内で介護をする場合の無給の休暇）（無給）**」（118ページ、下から5行目から）

(4) 非常勤職員の介護休暇の期間及び介護休暇の単位

ア 非常勤職員の介護休暇の期間

非常勤職員の介護休暇の期間は、要介護者ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定する期間（指定期間）内において勤務しないことが相当であると認められる期間

イ 非常勤職員の介護休暇の単位等

(7) 非常勤職員の介護休暇の単位は、1日又は1時間

(イ) 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、~~始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した~~4時間の範囲内

なお、介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、4時間からその介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内となる。

④「第4章 介護のための休暇」「Ⅳ 非常勤職員の介護のための休暇」「**2 非常勤職員の介護時間（1日の一部で介護をする場合の無給の休暇）**」（119ページ、下から12行目から）

(4) 非常勤職員の介護時間の期間及び介護~~休暇時間~~の単位

ア 非常勤職員の介護時間の期間

非常勤職員の介護時間の期間は、要介護者ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る介護休暇の指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部について勤務しないことが相当であると認められる期間。

イ 非常勤職員の介護時間の単位等

1日を通じ、~~始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した~~につき2時間の範囲内で30分単位。ただし、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間の範囲内。

なお、**第1号**育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から**当該**育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間の範囲内となる。~~(68ページ)~~
~~—ジ~~ 第1章Ⅵの3(23)イを参照)

11. 非常勤職員の短期介護休暇取得要件の緩和【令和7年4月1日改正】

○「第4章 介護のための休暇」「Ⅳ 非常勤職員の介護のための休暇」

「**3 非常勤職員の短期介護休暇（短期の介護をする場合の無休の休暇）**」

(120ページ、上から14行目)

(2) 短期介護休暇を取得することができる非常勤職員

~~次のア、イのいずれにも該当する 1 週間の勤務日が 3 日以上（週以外の期間によって勤務日が定められている場合は 1 年間の勤務日が 121 日以上）とされている非常勤職員~~
~~ア 1 週間の勤務日が 3 日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている職員で 1 年間の勤務日が 121 日以上である者~~
~~イ 6 月以上の任期が定められている者又は 6 月以上継続勤務している者（※）~~
~~※ 「継続勤務」とは原則として同一官署において、その雇用形態が社会通念上中断されていないと認められる場合の勤務をいう。~~

12. 両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に伴う改正【令和 7 年 10 月 1 日現在】

○「第 5 章 育児又は介護等のための勤務時間制度上の配慮（休暇を除く。）」

（129 ページ、上から 1 行目から）

第 5 章 育児又は介護等のための勤務時間制度上の配慮（休暇を除く。）

- I 育児又は介護を行う職員のフレックスタイム制
- II 人事院規則 10-11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）による措置
- III 育児又は介護を行う職員、妊娠中の女性職員の休憩時間の短縮・延長

13. 勤務時間制度の改正に伴う変更【令和 7 年 4 月 1 日改正】

①「第 5 章 育児又は介護のための勤務時間制度の配慮（休暇を除く）」（131 ページ）

勤務時間法の改正【令和 7 年 4 月 1 日施行】により、フレックスタイム制などの勤務時間制度が大きく改正され、本書に記載している内容や根拠条項等に変更がありますのでご注意ください。

なお、今回の勤務時間制度の改正による「育児又は介護を行う職員」に対する措置内容の変更等については、その改正概要を次のようにまとめましたのでご活用ください。

②「第 5 章」「I 育児又は介護を行う職員のフレックスタイム制」（131 ページ）

今回のフレックスタイム制の改正内容は、これまで最も柔軟な運用が可能とされている「育児又は介護を行う職員」の運用基準を、一般の職員等に拡大するものです。

そのため、「育児又は介護を行う職員」に対する措置の内容には変更はありませんが、フレックスタイム制により通常の週休日（官執勤務者の土・日曜日）に加えて設定する「週休日」については「勤務時間を割り振らない日」と名称が変更されています。

改正後の「フレックスタイム制の概要」については次のようになりますので、136 ページに掲載している「（参考 育児又は介護を行う職員のフレックスタイム制と一般の職員のフレックスタイム制の比較）」を差し替えてご覧ください。

フレックスタイム制の概要

勤務時間法第6条第3項

職員の類型 基準等	一般の職員	研究職員等	育児・介護を行う職員 障害者である職員
1日の 最短勤務時間数	2～4時間で各省各庁の長が定める時間(※1)		
コアタイム	毎日	1日以上(※2)	毎日
	(※1の☆の日を除く)		
	2～4時間で各省各庁の長が定める時間 9時～16時の間に設定		
フレキシブル タイム	5時～22時		
・週休日 ・勤務時間を割り 振らない日	土日 + 勤務時間を割り振らない日を週1日設けることも可		
単位期間	4週間		1～4週間

※1 勤務時間を割り振らない日を含まない週について職員が週1日を限度として指定する日(☆)は、この時間数を下回ることが可能

※2 研究業務に従事する職員その他これに類する職員として各省各庁の長が認める場合(内規等で定めることが必要)

(注) 上記基準にかかわらず、休日等の勤務時間は1日7時間45分とする

14. 両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に伴う改正【令和7年10月1日現在】

- 「第5章 育児又は介護等のための勤務時間制度上の配慮(休暇を除く。)」**「Ⅱ 人事院規則10－11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)による措置」**
(139ページ、上から1行目から)

Ⅱ 人事院規則10－11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等)による措置

15. 勤務時間制度の改正に伴う変更【令和7年4月1日改正】

- ①「第5章」「Ⅱ 人事院規則10－11(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限)による措置」**「1 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」**
(139ページ、上から3行目)

1 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務

(1) 概要

育児又は介護を行う職員の早出・遅出勤務は、育児又は介護を行う職員が子を養育又は要介護者を介護するために請求した場合に、公務の運営の支障がある場合を除き、1日の勤務の長さを変えず、始業・終業の時刻を、育児又は介護を行うためのものとしてあら

はじめ定められた特定の時刻（始業の時刻は午後~~前~~5時以後、終業の時刻は午後10時以前に設定）とする勤務時間の割振りによって勤務させる制度をいう。

(2) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の対象者（対象となる事由）

ア 育児を行う職員

(ア) 小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

(イ) 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員で、~~放課後児童クラブ、放課後子ども教室、子育て援助活動支援事業における援助、放課後デイサービス又は日中一時支援事業~~を利用している子の出迎え又は見送りを~~するもの~~

※ 「子」とは、実子、養子、特別養子縁組の成立に係る監護期間中の子、養子縁組里親である職員に委託されている里子、これらに準ずる者として人事院規則で定める者（養子縁組里親である職員に委託しようとしたものの、子の実親等の反対により委託することができず、やむを得ず養育里親としての当該職員に委託されている里子（以下「特別養子縁組の成立前の監護対象者等」という。以下「Ⅱ」において同じ。）

②「第5章」「Ⅱ 人事院規則10－11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）による措置」「1 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務」（140ページ、下から1行目）

・ ~~小学校等に就学している子で、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、子育て援助活動支援事業における援助、放課後等デイサービス又は日中一時支援事業~~を利用している子の出迎え又は見送りの必要が、~~義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子でなくなった場合~~

③「第5章」「Ⅱ 人事院規則10－11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）による措置」「3 育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限」（143ページ、下から9行目）

3 育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限

(1) 概要

ア 「超過勤務の免除」

~~3歳に満たない~~小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が請求した場合に、その職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難な場合を除き、又は要介護者を介護する職員が請求した場合に、公務の運営に支障がある場合を除き、超過勤務（※）をさせてはならないとする制度

（中略）

(2) 育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限の対象者

ア 育児を行う職員

(ア) 「超過勤務の免除」

- ~~3歳に満たない子（満3歳の誕生日の前日までの子）~~ **小学校就学の始期に達するまでの子**のある職員
- (イ) 「**超過勤務の制限**」
小学校就学の始期に達するまでの子のある職員

16. 両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備に伴う改正【令和7年10月1日現在】

仕事と育児・介護の両立支援のニーズに対応するため、両立支援制度等に関する個別の周知・意向確認を行い、職員の個別の意向に配慮するための措置が義務づけられた。

- 「第5章 育児又は介護等のための勤務時間制度上の配慮（休暇を除く。）」「Ⅱ 人事院規則10－11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）による措置」**「3 育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限」の次に挿入**
(146ページ、上から12行目)

4 職員に対する意向確認等

【規則10－11第14条～第16条】

(1) 妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等

- ア 各省各庁の長は、規則19－0第32条第1項の措置を講ずるに当たっては、人事院の定めるところにより、同項の規定による申出をした職員（申出職員）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。
- a 申出職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事院が定める制度又は措置（出生時両立支援制度等）その他の人事院が定める事項を知らせるための措置
 - b 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（請求等）に係る申出職員の意向を確認するための措置
 - c 規則19－0第32条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置
- イ 各省各庁の長は、人事院の定めるところにより、3歳に満たない子を養育する職員（対象職員）に対して、人事院が定める期間（対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの1年間）内に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- a 対象職員の仕事と育児との両立に資するものとして人事院が定める制度又は措置（育児期両立支援制度等）その他の人事院が定める事項を知らせるための措置
 - b 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置
 - c 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置
- ウ 各省各庁の長は、ア c 又はイ c の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(2) 配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等

- ア 各省各庁の長は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母又は規則15－14第23条第1項で定める者が、当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両

立に資するものとして人事院が定める制度又は措置（介護両立支援制度等）その他の人事院が定める事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

イ 各省各庁の長は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度において、アの人事院が定める事項を知らせなければならない。

(3) 勤務環境の整備に関する措置

各省各庁の長は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

イ 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

ウ その他人事院が定める介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

4 5 非常勤職員への適用

人事院規則10－11（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限並びに意向確認等）による措置は、常勤職員、非常勤職員の区別なく適用される。

17. 勤務時間制度の改正に伴う変更【令和7年4月1日改正】

①「第5章」「Ⅲ 育児又は介護を行う職員、妊娠中の女性職員の休憩時間の短縮・延長」「1 休憩時間の短縮」（149ページ、上から18行目）

(1) 育児を行う場合

ア 小学校就学の始期に達するまでの子（※）を養育する場合

イ 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子を~~送迎~~するため、~~住居以外の場所へ赴く~~養育する場合

②「第5章」「(休憩時間変更事由届の参考例)」（151ページ）

「休憩時間変更事由届」の様式の変更（記載省略）

18. 子の看護等休暇の取得事由等の拡大【令和7年4月1日改正】

○「第6章 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等」「1 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」（177ページ、上から18行目）

③ 育児に関する制度又は措置の利用

→ 育児休業、育児短時間勤務、育児時間、育児を行う職員のフレックスタイム制、育児を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務の制限、超過勤務の免除・制限、育児参加休暇、子の看護等休暇、休憩時間の延長・短縮 の利用